

今治港港湾の事業継続計画
(港湾 BCP)
～感染症対策編～

令和4年 11 月

今治港連絡協議会

目 次

頁

【本編】

1. 基本方針	1
2. 実施体制の構築	2
3. 緊急連絡網	2
4. 対象とする危機的事象	3
(1) 対応時期と流行段階	3
(2) 各段階で想定されるリスク	
【貨物船・フェリー（物流）編】	4
【フェリー（旅客）編】	5
【災害対応編】	6
5. 危機対応計画	
【貨物船・フェリー編】	7
【災害対応編】	11
6. マネジメント計画	
(1) 事前対策	14
(2) 教育・訓練	14
(3) B C Pの見直し・改善	14

【資料編】

関連ガイドライン

情報共有事項様式－1

情報共有事項様式－2

1. 基本方針

「今治港港湾の事業継続計画～感染症対策編～」(以下、「港湾 BCP 感染症対策編」と称する)は、感染症によって今治港の港湾機能継続が困難となる状況を回避し、経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

感染症がまん延しているときでも、物流インフラへの影響を最小限に抑え、事業継続させること、また、公共交通機関においては、感染症対策を実施しながら運航を継続させることを目標とする。

感染症の場合、初期対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下する恐れがあることに留意し、本 BCP の習熟度を高める必要がある。

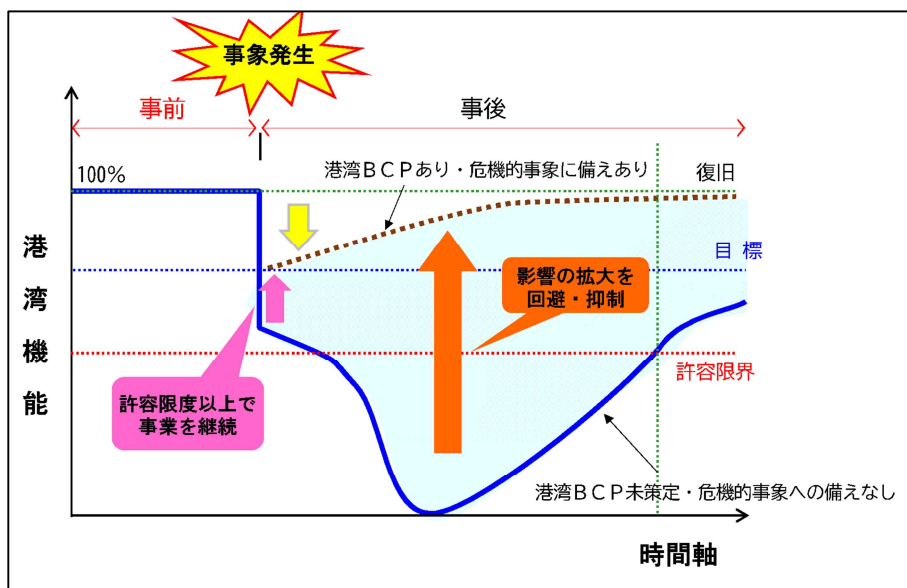


図1 感染症 BCP の概念

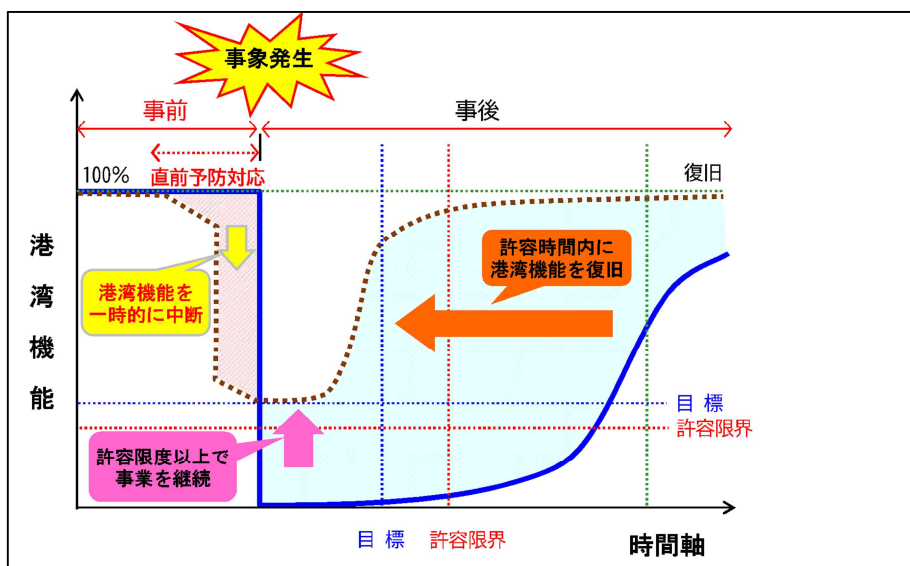


図2 災害における BCP の概念 (参考)

2. 実施体制の構築

今治港港湾 BCP～感染症対策編～の実施体制については、すでに策定済みの今治港港湾 BCP 協議会の枠組みを活用した体制とし、継続的に運営する。

表 1 協議会の構成

組織名		職名
関係団体	今治港運協会	会長
	愛媛県建設業協会 今治支部	支部長
	日本海上機重技術協会 四国支部	会員
行政機関	神戸税関 松山税関支署 今治出張所	所長
	四国運輸局愛媛運輸支局 今治海事事務所	所長
	四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所	所長
	第六管区海上保安部 今治海上保安部	部長
	今治市	危機管理監
	今治市	建設部長
事務局 (港湾管理者)	今治市	港湾漁港課長

3. 緊急連絡網

今治港港湾 BCP にある同項目と同じ体制とし、継続的に運営する。

4. 対象とする危機的事象

(1) 対応期間と流行段階

港湾BCPは、発災後概ね1～2週間を目途にとりまとめている。一方で感染症対策は、長期的な対応が想定される。本計画は、港湾における感染症のまん延防止と港湾における事業継続を図ることを目的とし、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と同様に、次に示す各流行段階を想定し、計画を策定する。

表2 各流行段階と必要な対応

流行段階	必要な対応
<p><未発生期> 新型感染症発生に備え、体制を整備する時期。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫用資源（資器材）の準備や備蓄 ・感染症リスクに対する関係者の認識共有 ・感染症患者の救援・保護体制を確立 ・対応訓練の実施
<p><海外発生期> 海外にて感染症が発生したことが大衆に伝達される。 国内への侵入を抑制するとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続に与える影響を分析、評価
<p><国内発生早期> いずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態。 国内感染をできる限り抑える時期。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横断的な体制の確立 ・防疫資源の投入を図る準備 ・当港において感染症が発生することを想定 ・シミュレーション実施
<p><国内感染期> いずれかの都道府県で感染症患者の接触歴が疫学調査で追えない状態。 医療体制、国民生活への影響を最小限に抑える時期。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫措置への重点的な支援、強化 ・港湾間の機能バックアップ調整
<p><小康期> 感染症患者の発生が減少し低い水準でとどまっている状態。 国民生活や経済の回復を図り、次の流行に備える時期。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒態勢や防疫体制を維持

(2) 各流行段階で想定されるリスク

【貨物船・フェリー（物流）編】

未発生期

- ・特記事項なし。

海外発生期

- ・検疫等のため立ち入る際、外港貨物船やフェリーの船員との接触によって感染者が発生する。
- ・港湾関係の労働者が、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外港貨物船・フェリーに係るサービスを提供することで国内に感染症を持ち込む。
- ・外航貨物船・フェリーが船員の感染により自力航行能力を喪失し、岸壁を長期間占有し、後続線の着岸や荷役に影響する。
- ・検疫が長時間に及ぶことにより外港貨物船・フェリーが岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響する。

国内発生早期

- ・港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたす。
- ・港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなる。（特に緊急物資輸送時に留意）

国内感染期

- ・国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下する。

小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発。
- ・外港貨物船・フェリーの船員と港湾関係の労働者との接触によって感染者が再発生する。

【フェリー（旅客）編】

未発生期

- ・特記事項なし。

海外発生期

- ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する海外渡航者、または上陸する船員からの感染者が国内に流入する。
- ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する旅客相互の接触による感染拡大が発生する。

（注）クルーズ船と比較すると、乗客乗員の規模は小さく、運航時間は短いため、運航中に大人数が発症するリスクは相対的に少ないので、船ごと停留する事態も想定されるものの、発症者の安全かつ迅速な搬送が重要となる。また、初動対応が確立されていない中での混乱発生リスクが生じる。

国内発生早期

- ・フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させる。
- ・フェリー等のクルー、ターミナル関係者等における感染発生によって、船舶の運航が停止する。

国内感染期

※国際フェリー・外航定期旅客船の旅客輸送は休止されていると想定

- ・国内フェリー等の利用による広域移動、離島への移動により国内感染が拡大する。
- ・港湾関係者間における感染拡大によって、フェリー等の運航が維持できなくなり市内の経済活動や市民生活に著しい影響が及ぶ。

小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う船舶運航者や港湾関係者間の感染拡大が再発する。

【災害対応編】

未発生期

- ・特記事項なし。

海外発生期

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に流入する。

(注) 今治港に海外からの支援が直接届くことは考えにくいいため、リスクは小さい。

○貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船受け入れに影響が出るリスク

- ・今治港が被災中に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船舶の受け入れが困難になる。

国内発生早期

○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

- ・今治港に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施できない。

- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生する。
- ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、新たな地域への感染を発生させる。
- ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が発生する。
- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体から派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大する。

○港湾利用面に関するリスク

- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出る。

国内感染期

○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

- ・今治港に感染がまん延し、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施できない。
- ・被災状況調査や被災復旧活動の実施により感染が広域に拡大する。
- ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、新たな地域へ感染を拡大させる。
- ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が拡大する。
- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症をまん延させる。

○港湾利用面に関するリスク

- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面（緊急物資輸送拠点等）に支障が出る。

小康期

- ・措置緩和に伴う感染拡大の再発。

5. 危機対応計画

【貨物船・フェリー編】

対応計画は、感染症が発生・拡大している中でも、検疫や感染者対策のための岸壁の長期間占有や人的資源の不足等による荷役への影響、風評による港湾活動の低下を回避することで港湾機能の低下をできる限り抑え、関係者の協調の下、今治港利用者に対するサービスを維持し、引き続き利用される港とすることが目的である。そのため、以下のとおり、「(1) 感染予防対策」と「(2) 感染者等が発生した場合の対応」を定める。

(1) 感染予防対策

未発生期

未発生期における感染症への備えは、「マネジメント計画」を参照する。

海外発生期

- 【①】 協議会構成員は、各種ガイドライン・通知等の再周知及びそれに基づく実施の徹底を行う。
- 【②】 港湾管理者および四国地方整備局、今治保健所、広島検疫所等の防疫関係機関（以下、「防疫関係機関」）は、それぞれの連携の下に、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、今治港連絡協議会及び今治市防災会議の場を通じた情報の開示及び共有を実施する。
- 【③】 海外からの渡航者もしくは乗組員から又はそれら相互の接触によって、船舶の旅客及びターミナル（旅客・貨物等）関係者等に感染が発生する事態を想定し、港湾管理者は、港湾事業者、船社、船舶代理店及びターミナル関係者等（以下、「事業者・船社等」）に対し、ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請するとともに、感染もしくは感染が疑われる症状を有する者（感染者等）が判明した場合は、当該事業者・船社等に対して、ガイドライン等の周知を通じて、速やかに防疫関係機関に報告するとともにその指示に従い、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うように要請することとする。
- 【④】 港湾管理者は、検疫に関する情報をとりまとめ、個人情報に配慮しながら今治港連絡協議会、事業者・船社等と迅速な情報共有を行う。
- 【⑤】 事業者・船社等は防疫関係機関との連携の下に、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置のためのマスクや消毒薬、検温器その他の予防・防疫資器材について、その備え置き状況の把握に努める。

国内発生早期

- 【②】 防疫関係機関は、それぞれの連携の下に、他の港湾や地域における感染の国内外の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、今治港連絡協議会及び今治市防災会議の場を通じた情報の開示及び共有・更新を強化し、風評による港湾機能の低下を避けるため、正確な情報発信に努める。
- 【③】 港湾・船舶・その他関係機関等は事業者・船社等に対し、国内で感染が発生している状況を踏まえ、船員と港湾事業者等との接触により相互に感染を拡大させない

ため、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請するとともに、指示があった場合はそれに従い、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うように要請する。

- 【④】 港湾管理者は、検疫に関する情報をとりまとめ、個人情報に配慮しながら今治港連絡協議会及び今治市防災会議を活用し迅速な情報共有を行う。
- 【⑤】 事業者・船社等は防疫関係機関との連携の下に、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努める。

国内感染期

- 【②】 港湾管理者、防疫関係機関は、それぞれの連携の下に、他の港湾や地域における感染の国内外の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、今治港連絡協議会及び今治市防災会議の場を通じた情報の開示及び共有・更新を強化し、風評による港湾機能の低下を避けるため、正確な情報発信に努める。
- 【③】 港湾・船舶・その他関係機関等は事業者・船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、当該事業者・船社等に対して、ガイドライン等の周知を通じて、速やかに防疫関係機関に報告するとともに、指示があった場合はそれに従い、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう要請する。
- 【④】 (1) 港湾管理者は、検疫に関する情報をとりまとめ、個人情報に配慮しながら今治港連絡協議会及び今治市防災会議を活用し迅速な情報共有を行う。
(2) 事業者や船社等は船舶の運航業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底するとともに、職員に感染が発生した場合においても、感染の拡大を最小限に抑えるとともに業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い業務の継続性を維持できるよう、現場作業等で在宅勤務等が困難な場合を除き、職員のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する。さらに、必要に応じて、関係者の協調の下、港湾ユーザーに対するサービス継続のため、一時的な輸送サービスの代替の検討も実施する。
(3) 感染が発生した場合は、「実施体制」に基づく関係者間の情報共有を迅速に行う。

小康期

- 【③】 感染またはその疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生することによるリスクを想定し、港湾・船舶・その他関係機関等は引き続き、事業者・船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示やアナウンス等、ガイドラインに基づく取り組みの継続を要請する。
- 【⑦】 国内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて、感染症の予防・防疫資器材の補充や、対応の見直しを行い、「今治港港湾 BCP～感染症対策編～」の修正を実施する。

表2 各流行段階における対応方策

項目	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
【①】 ガイドライン・通知 等に関する取り組み	周知と実施の徹底			
【②】 情報収集・開示及び 共有	実施	情報共有・更新強化		
【③】 ターミナル等におけ る感染予防対策	ポスター掲示・アナウンス・防疫措置強化			
		感染予防措置・防疫措置強化		
【④】 感染者等の発生時の 対応	防疫機関等へ報告・隔離等の所要の措置の実施			
【⑤】 予防・防疫資器材の 管理	備え置きの 状況把握	過不足の把握		補充
【⑥】 業務の継続性維持			ローテーション勤務 職務の代替性強化	
【⑦】 今治港港湾 BCP 感 染症対策編				修正

(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

今治港連絡協議会構成員は、職員や乗組員、乗客に感染者が発生した場合、「今治市庁業務継続の取扱いについて（新型コロナウイルス感染症編）」を参考に必要な対策をとる。また、「今治市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、緊密な連携体制の下、対応する。あわせて、防疫関係機関の指示に従い、他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。

上記の対応の際には、次の点について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有を徹底する。
- ・港湾関係者の「安全」「安心」の確保に努める。

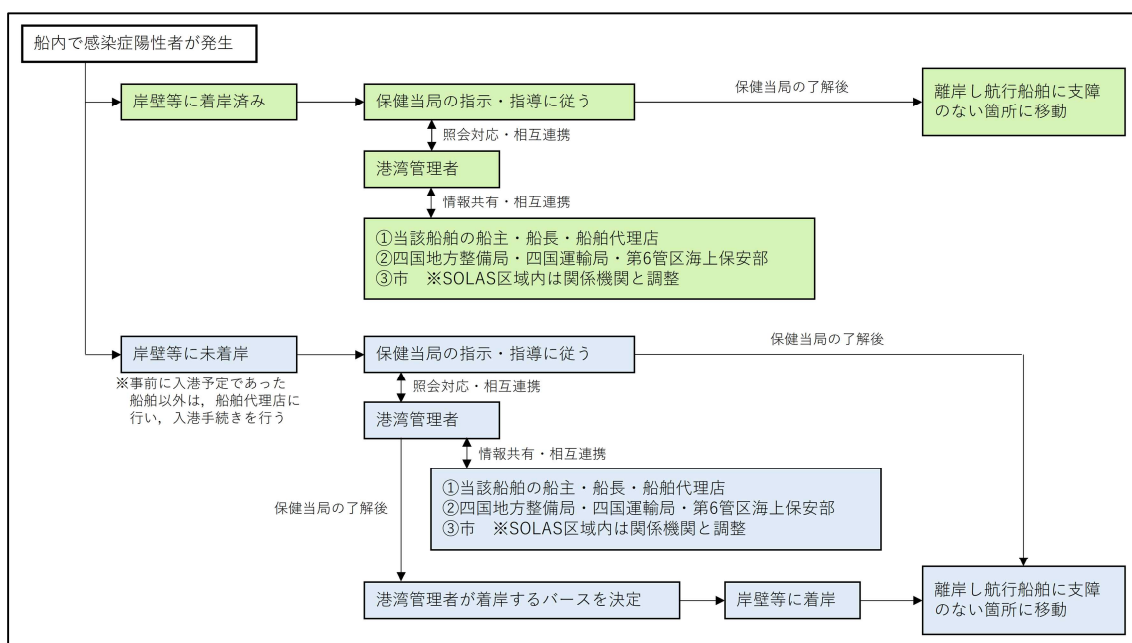


図3 船内で感染症陽性者が発生した場合の対応フロー

- ・情報共有事項は、『資料編』の様式を参考に作成する。
- ・感染拡大を防止するため、航行船舶に支障のない箇所へ移動（沖合停泊）が考えられる。

【災害対応編】

災害発生時は、「今治市業務継続計画」「今治港港湾事業継続計画」などに基づいて今治港の重要機能の維持・早期回復を目指す。感染症がまん延している中においても、これらが適切に機能するために、「今治市新型インフルエンザ等対策行動計画」「港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」などに従った行動をとることが重要である。そのうえで、以下の点については、特に留意して取り組むこととする。

(1) 感染予防対策

未発生期

未発生期における感染症への備えは「マネジメント計画」を参照する。

海外発生期

- 【④】 港湾管理者が、災害対応に従事する職員の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、検温等による健康管理を行う。また、支援船の着岸バース調整を行う。

国内発生早期

- 【③】 港湾管理者が、災害対応に従事する職員の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、検温等による健康管理、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を行う。
- 【④】 支援船の着岸バース調整を行う。
- 【①】 （状況に応じて）複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

国内感染期

- 【③】 港湾管理者が、災害対応に従事する職員の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、検温等による健康管理、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を行う。
- 【④】 支援船の着岸バース調整を行う。
- 【①】 （状況に応じて）複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

小康期

- 【②】 国土交通省港湾局によって、複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂がされた場合は、「今治港港湾BCP～感染症対策編～」の修正を実施する。また、災害対応に従事する事業所等において感染予防対策用品の補充を実施する。

表3 各流行段階における対応方策

項目	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
【①】 TEC-FORCEに関する取り組み		オンラインによる リエゾン対応		
【②】 感染予防対策用品の 管理				補充
【③】 災害対応従事者の感 染対策(マスク, 三密 回避等)	マスク着用・テレビ会議・サーモグラフィ等による検温			
		オンラインによるリエゾン対応		
【④】 支援船の受け入れ		屋内での支援活動等を極力削減		
	着岸パースの調整			

(2) 感染者等が発生した場合の対応（各段階共通）

災害対応従事者に感染者等が発生した場合、防疫関係者等に連絡を行うとともに、適宜情報共有を行う。あわせて、防疫関係者等と対応を相談し、他の職員や船員、濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。また被災地における感染状況については、今治港港湾BCP（感染症対策）協議会及び今治市防災会議において適宜情報共有を行う。

上記の対応の際には、次の点に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」「安心」の確保に努める。

6. マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を見直し、検討することが重要である。

以上を踏まえ、「今治港港湾 BCP～感染症対策編～」は、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCA サイクルのあり方、海外発生期における予防的な措置などをあらかじめ文書化し関係者間で共有しておくものとする。

(1) 事前対策

【貨物船・フェリー編】

港湾管理者、防疫関係機関は、今治港港湾 BCP（感染症対策）協議会及び今治市防災会議の場を活用して、感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理等を効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備する。

港湾・船舶・その他関係機関は、国内外における感染症発生動向を常に注視するとともに、必要に応じて感染発生時の対応の検討を行う。

また協議会構成員は、海外発生期に入った時点で、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体の対処行動を文書で示すことで関係者の認識を共有し、それらに関係部署に備えておくとともに、職員の出勤抑制などの措置を講じなければならない場合の体制確認・見直しを行い、適宜、上記の連絡、調整体制に反映することとする。

【災害対応編】

港湾管理者は、以下について事前に調整を行う。

- ・ホットラインの確認及び、感染症発生時における TEC-FORCE の派遣方針に関する認識の共有
 - ・感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するための関係者調整。
 - ・関係企業団体と調整し、感染症発生時に災害が発生した場合を想定した港湾 BCP を拡充。
 - ・感染症発生時における災害対応従事者の勤務態勢の構築（班別出勤体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫等）
- ※災害対応従事者が感染症を発症した場合の業務継続の観点にも留意が必要。
- ・感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン等による状況把握やテレビ会議の活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築。
 - ・複合災害（自然災害+感染症）を想定した防災訓練の実施及び PDCA による実効性向上。
 - ・防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品感染予防対策用品の確保。

(2) 教育・訓練

今治港港湾 BCP の訓練に加え、今治港連絡協議会の委員は、必要に応じて、感染症水際対策訓練に参加する。

(3) BCP の見直し、改善

本 BCP の実効性を向上させるため、PDCA サイクルの考え方に沿って、今治港港湾 BCP（感染症対策）協議会やその他で実施する訓練や訓練結果に基づく各種検討結果及び協議会構成団体の BCP に基づき、適宜、本 BCP の見直し・改善を行う。また、本 BCP が発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、事態の完全な収束を待つことなく、各流行段階において BCP に基づいてとられた具体の対処行動等を振り返り、総括を行い、必要に応じて機動的に BCP の修正を行うこととする。

なお、本 BCP では今治港における対応を想定しているが、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾（背後自治体）との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関とも連携の上、必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。また、本 BCP は港湾における対応を中心に記載しているが、各流行段階において取る今治港利用船舶の船舶運航会社などの関連する対策等との連携の重要性に鑑み、それらが明らかになった段階で適宜、BCP に的確に反映する。

【資料編】

関連ガイドライン等

<政府方針>

- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 29 年 9 月変更）
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku.html>
- ・ 国土交通省 新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 27 年 3 月 30 日改定）
https://www.mlit.go.jp/kikikanri/seisakutokatsu_terro_tk_000010.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 4 年 5 月 23 日変更）
<https://corona.go.jp/emergency/>

<港湾関係>

- ・ 新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について（新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処 WG，令和 2 年 9 月 18 日）
- ・ クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン（日本港湾協会，令和 4 年 3 月 18 日）
- ・ 港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン（日本港運協会，令和 3 年 11 月 1 日改定）
- ・ 外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項（国土交通省港湾局・海事局，令和 2 年 4 月 30 日）
- ・ 船員や港湾労働者等が感染した場合等の感染拡大防止のための情報共有（国土交通省港湾局・海事局，令和 2 年 9 月 14 日）
- ・ 港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン（日本埋立浚渫協会・日本港湾空港建設協会連合会，日本潜水協会，日本海上起重技術協会・全国浚渫業協会，令和 3 年 11 月 1 日改定）

<船舶関係>

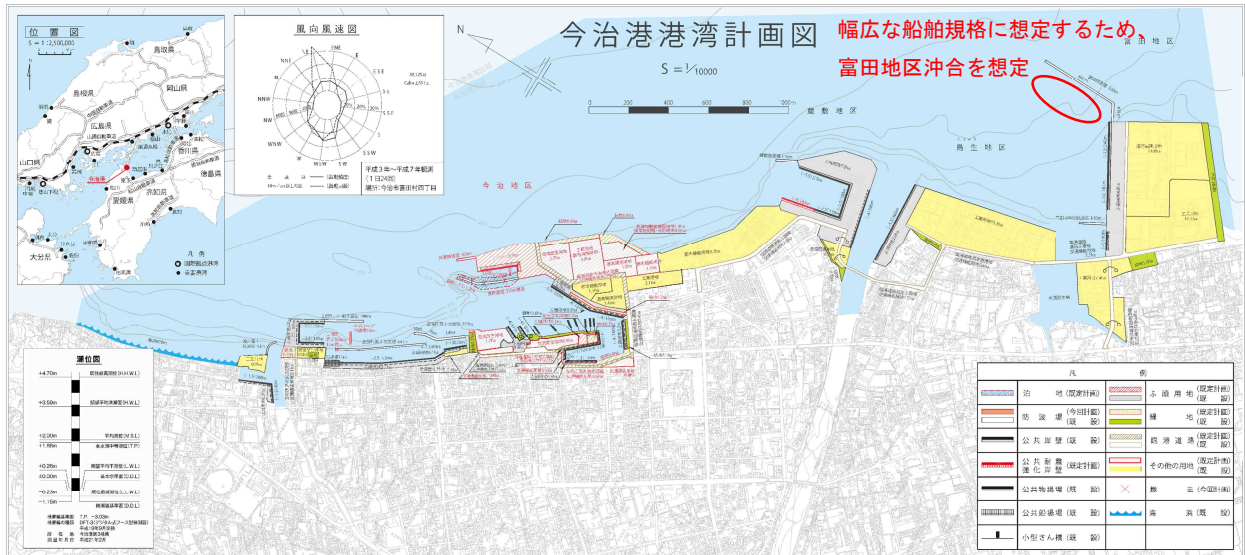
- ・ 感染防止対策及び船上で乗務員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について（国土交通省海事局安全政策課，令和 2 年 5 月 11 日）
- ・ 内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本内航海運組合総連合会，令和 2 年 5 月 21 日改定）
- ・ 外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本外航客船協会，令和 2 年 5 月 14 日）
- ・ 外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本外航客船協会，令和 3 年 6 月 19 日）
- ・ 旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本旅客船協会，令和 3 年 12 月 23 日）

<船舶代理店関係>

- ・ 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本船舶代理店協会，令和 2 年 5 月 14 日）
- ・ 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（外航船舶代理店業協会，令和 2 年 5 月 14 日）

船舶の沖合停泊：想定箇所

新型コロナウイルスの発生は、さまざまな規格の船舶において発生する事が想定されるため、沖合停泊を想定する箇所として、富田地区沖合を示す。



<情報共有事項様式－1>

船舶情報

船名		信号符字 (コールサイン)	
船種	コンテナ船 RORO船	ドライバルク船 フェリー	タンカー 貨客船 自動車船 定期旅客船
全長		満載喫水	
船籍国		航路	
入港予定日時			
船舶見取り図			
船内感染症対策	有 ・ 無		

●危機的事象と危機対応計画（1/2）＜貨物船・フェリー編＞

流行段階	想定されるリスク	危機対応計画
<p>未発生期： 感染症発生に備え体制を整備する時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特記事項なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント計画を推進し、感染症に備える
<p>海外発生期： 海外で感染症が発生し、国内発生に備え体制を整備する時期</p>	<p><u>①海外での感染者の発生</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物やフェリー船員との接触により感染者が発生する ・港湾関係労働者が、貨物船やフェリー利用時のサービス提供により感染者が発生する <p><u>②荷役に影響</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物船やフェリーが、感染者によって自力航行能力を喪失し、岸壁を長期間占有 ・検疫が長時間に及び貨物船やフェリーが岸壁を長期間占有 <p><u>③国内への感染者流入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外渡航者や上陸する船員から感染者が国内に流入する ・同一船を利用する旅客相互の接触により感染拡大が発生する 	<p><u>①情報収集と共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種ガイドラインや通知の周知、実践 ・感染事例や有効な予防策に関する情報収集と、確かな情報の開示および共有 ・ターミナル等でのポスター掲示、アナウンス実施、検温、マスク着用等の要請 ・感染が判明した場合は、報告や当該者の隔離、診断等の措置を要請し、情報共有 <p><u>②防疫資器材の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク、消毒液、検温器その他の予防・防疫資器材の状況確認と確保
<p>国内発生早期： 国内で感染症の患者が発生し、すべての患者の接触歴を追跡できる状態であり、感染をできるだけ抑える時期</p>	<p><u>①人的資源不足による影響</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾関係労働者の感染によって港湾運営に必要な人的資源が不足する ・港湾関係労働者の感染拡大により、離着岸や荷役など港湾運送が実施できなくなる <p><u>②感染者発生による影響</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客が国内移動時に感染を発生させる ・船員やターミナル関係者等の中で感染が発生することで船舶の運航が停止する 	<p><u>①情報収集と共有：【継続】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握する ・風評による港湾機能の低下をさけるため情報の開示及び更新を強化し正確な情報発信に努める <p><u>②感染拡大防止対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターミナル等でのポスター掲示、アナウンス実施、検温、マスク着用等の防疫措置の強化を要請 <p><u>③防疫資器材の在庫管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努める
<p>国内感染期： 国内で感染症の患者が発生し、患者の接触歴を追跡できない状態であり、国民生活や国民経済当への影響を最小限に抑える時期</p>	<p><u>①感染拡大による影響</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大により、港湾機能が低下する ・国内フェリー等による広域移動、離島への移動により、国内感染が拡大する ・港湾関係労働者の感染拡大により、フェリー等の運航が維持できなくなる →市内の経済活動や市民生活に影響が及ぶ 	<p><u>①情報収集と共有：【継続】</u> <u>②感染拡大防止対策：【継続】</u></p> <p><u>③勤務体制の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ローテーション勤務の実施 <p><u>④輸送の代替確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送サービスの検討 <p><u>⑤防疫資器材の在庫管理：【継続】</u></p>
<p>小康期： 感染症の発生が減少している状態であり、国民生活等の回復を図り、次の流行に備える時期</p>	<p><u>①感染の再発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動制限緩和に伴い感染拡大が再発する ・船員と港湾関係労働者の接触によって感染が再発する 	<p><u>①感染拡大防止対策：【継続】</u></p> <p><u>②BCPの見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応を振り返り必要に応じて対応の見直しを行う

●危機的事象と危機対応計画（2/2）＜災害対応編＞

流行段階	想定されるリスク	危機対応計画
未発生期： 感染症発生に備え体制を整備する時期	・特記事項なし	・マネジメント計画を推進し、感染症に備える
海外発生期： 海外で感染症が発生し、国内発生に備え体制を整備する時期	①荷役に影響 ・今治港が被災した際に係留中の貨物船や旅客船等から感染者が発生し、支援船舶の受け入れが困難となる	①情報収集と共有 ・会議時間短縮やリモート（WEB）会議等の活用により三密回避措置を講じる ・支援船舶の着岸バース調整
国内発生早期： 国内で感染症の患者が発生し、すべての患者の接触歴を追跡できる状態であり、感染をできるだけ抑える時期	① 現地支援・復旧への影響 ・感染者の発生により被災状況調査や TEC-FORCE による現地支援ができなくなる ・災害対応者が感染し、応急復旧が迅速に行えず、緊急物資輸送など港湾利用に支障が出る ②感染の拡大 ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が拡大する ・給水支援や緊急物資輸送支援等により、新たな地域の感染を発生させる ・派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、元の職場で感染が発生する	①情報収集と共有：【継続】 ・TEC-FORCE やリエゾンの活用と状況に応じたオンライン対応 ②資器材確保 ・災害対応に従事する事業所ごとに感染予防対策器材を設置
国内感染期： 国内で感染症の患者が発生し、患者の接触歴を追跡できない状態であり、国民生活や国民経済当への影響を最小限に抑える時期	・特記事項なし（国内発生早期と同様）	①情報収集と共有：【継続】 ②資器材確保：【継続】 ・感染予防対策器材を補充
小康期： 感染症の発生が減少している状態であり、国民生活等の回復を図り、次の流行に備える時期	①感染の再発 ・緩和措置に伴う感染拡大の再発	①感染拡大防止対策：【継続】 ②BCP の見直し ・複合災害に対応する BCP の見直し ③資器材確保：【継続】 ・感染予防対策器材を備蓄

●マネジメント計画

（1）事前対策

情報収集や連絡調整体制の構築し、関係者間で必要な対処行動を共有する。それらを各部署に備えるとともに、職員の出勤抑制など可能な措置を検討する。
災害が発生した場合（複合災害）を想定した関係者調整と非接触型の調査資器材の用意について検討する。

（2）教育・訓練

今治港港湾 BCP の訓練に加え、今治港連絡協議会の委員は、必要に応じて、感染症水際対策訓練に参加する。

（3）BCP 見直し

BCP 訓練結果に基づく検討結果及び協議会構成団体の BCP に基づき、適宜、本 BCP の見直しを行う。

また、本 BCP が発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、各流行段階の具体的対処行動を振り返り、総括を行い、必要に応じて機動的に BCP の修正を行う。
段階的な行動指針の作成、近隣の港湾との広域連携方策についても検討する。